

《参考資料》 関係法令

○ 山口県県民活動促進条例（平成十四年山口県条例第四号）

山口県においては、明治維新で発揮された進取の気風が県民の心に脈々と受け継がれており、現在においても、多くの県民が、何らかの形で社会に参加し、社会に貢献することに生きがいを見出している。

一方、今我が国は分権の時代を迎え、均質さを求める社会から個性を尊重する社会へ、中央から地方へ、官から民へと、社会のあり方が大幅な見直しを迫られている。

このような時代において、新しい社会のシステムを構築し、豊かな暮らしを実現していくためには、県民が県民活動を通じて、自主的かつ主体的に、それぞれの個性に応じた役割を果たしていくことが重要である。

こうした中、西暦二千一年に開催された山口きらら博においては、県民ボランティアの進取の気風が遺憾なく発揮され、二十一世紀の幕開けに当たり、県民活動の限りない可能性が証明された。

この可能性を次代に引き継ぎ、県民の協働による県づくりを進めていくことは、私たち山口県民の責務である。

ここに、私たちは、県民一人一人が生き生きと輝く、元気で魅力あふれる山口県を創造することを決意し、県民活動の促進に取り組むため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、県民活動の促進について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、県民活動の促進を図り、もって県、市町、事業者、県民活動団体及び県民の協働による県民生活の質的向上及び個性豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「県民活動」とは、県民の自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）別表に掲げる活動並びに地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この条例において「県民活動団体」とは、組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その行う活動が次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

三 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

四 営利を目的とするものでないこと。

（基本理念）

第三条 県民活動は、県民の自主性及び主体性が尊重されること並びに県民自らの責任において行うことができるようにすることを旨として、促進されなければならない。

2 県民活動の促進に当たっては、県民活動が県民活動団体及び県民の個性に応じて行われるように配慮されなければならない。

3 県民活動の促進に当たっては、県、市町、事業者、県民活動団体及び県民の相互理解の下にそれぞれの特性が生かされるように配慮されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する県民活動の促進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民活動に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市町との連携）

第五条 県は、広域的な見地から県民活動に関する施策の総合調整を行うため、施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

（事業者の配慮）

第六条 事業者は、県民活動が地域社会において果たす役割についての理解を深めるように努めるとともに、その実情に応じて、県民活動の促進に配慮するものとする。

（県民活動団体の責務）

第七条 県民活動団体は、その行う県民活動について、自ら評価し、及び情報を県民に提供することにより、県民活動についての県民の理解が促進されるように努めるものとする。

（県民の理解）

第八条 県民は、県民活動が地域社会において果たす役割についての理解を深めるように努めるものとする。

（基本計画）

第九条 知事は、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき県民活動に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、県民活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県県民活動審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（拠点の整備）

第十条 県は、県民活動を支援するための拠点を整備するとともに、その充実に努めるものとする。

（財政上の措置）

第十一条 県は、県民活動に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（税制上の措置）

第十二条 県は、県民活動を促進するため、必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民活動促進期間）

第十三条 県は、毎年、期間を定めて、県、市町、事業者、県民活動団体及び県民が相互に連携して県民活動に対する意欲を高めるための重点的な取組を推進するものとする。

（年次報告）

第十四条 知事は、毎年、県議会に、県民活動の促進の状況及び県民活動に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

（山口県県民活動審議会）

第十五条 県民活動に関する重要事項についての調査及び審議並びに県民活動に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員二十人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 県民活動団体を代表する者

三 事業者を代表する者

四 市町の長を代表する者

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

○ 山口県県民活動支援センター条例（平成十四年山口県条例第五号）

（設置）

第一条 県民活動を支援するため、県民活動支援センターを設置する。

（名称及び位置）

第二条 県民活動支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
やまぐち県民活動支援センター	山口市

（業務）

第三条 やまぐち県民活動支援センター（以下「県民活動支援センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- 一 県民活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 二 県民活動に関する相談及び助言に関すること。
- 三 県民活動に関する研修に関すること。
- 四 県民活動団体等の交流の機会の提供に関すること。
- 五 県民活動に関する調査及び研究に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、県民活動を支援するために必要な業務に関すること。

（開館日）

第四条 県民活動支援センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 月曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

（開館時間）

第五条 県民活動支援センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

（利用の拒否）

第六条 知事は、県民活動支援センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

(弁償)

第七条 利用者は、県民活動支援センターの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第八条 県民活動支援センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - 二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - 三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - 四 第六条の規定により、県民活動支援センターの利用を拒むこと。
 - 五 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 4 指定管理者が県民活動支援センターの管理に関する事務を行う場合における第六条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第九条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。
- 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、県民活動支援センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。
 - 一 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画書の内容が、県民活動支援センターの効用を十分に発揮するとともに、県民活動支援センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち県民活動支援センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十条 知事は、第八条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報（第八条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(知事による管理の業務の実施)

第十一条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて県民活動支援センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により県民活動支援センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、県民活動支援センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(その他)

第十二条 この条例に定めるもののほか、県民活動支援センターの管理について必要な事項は、知事が定める。

○ 山口県県民活動支援センター規則（平成十四年山口県規則第九号）

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県県民活動支援センター条例（平成十四年山口県条例第五号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、やまぐち県民活動支援センター（以下「県民活動支援センター」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第九条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第九条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
 - 二 県民活動支援センターの管理に係る事業計画
- 2 条例第九条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - 二 法人にあっては、登記事項証明書
 - 三 県民活動支援センターの管理に係る収支予算書
 - 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号
において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類
 - 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第九条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(遵守事項)

第五条 県民活動支援センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げ
る事項を遵守し、県民活動支援センターの設置の目的に沿って、これを利用しなけれ
ばならない。

- 一 県民活動支援センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為
をしないこと。
- 二 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が県民活動支援センターの管理のため必要があ

ると認めて定めた事項

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、県民活動支援センターの管理について必要な事項は、別に定める。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）〔抜粋〕

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例

の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）〔抜粋〕

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）〔抜粋〕

（再生手続開始の申立て）

第二十一条 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

2 前項前段に規定する場合には、債権者も、再生手続開始の申立てをすることができる。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）〔抜粋〕

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。